

緑の募金実施要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）定款第4条に規定する緑の募金に係る事業に関し、緑の募金の管理、交付金の交付等についての方法を定め、もって業務の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(基本方針)

第2条 緑の募金は、森林の整備、緑化の推進（以下「森林整備等」という。）の意義に対する都民の理解を広めるとともに、都民全体による森林整備等の取組を推進することを旨として行うこととし、公益財団法人東京都農林水産振興財団理事長（以下「理事長」という。）は、緑の募金業務を円滑かつ効率的に運営するため、毎年度、募金の実施方法等を定めた当該年度の緑の募金運動の実施に関する方針を定め、緑の募金の適正な運営に努めるものとする

(運営協議会の意見等の尊重)

第3条 理事長は、運営協議会が緑の募金に係る業務に関して述べる意見等を尊重しなければならない。

第2章 緑の募金の管理

(寄付金の適正管理)

第4条 理事長は、緑の募金により受領した寄附金については、銀行その他の金融機関への預金等の方法により、これを適正に管理しなければならない。

第3章 交付金の交付

(交付の対象)

第5条 理事長は、次の各号に掲げる森林整備等に交付金を交付するものとする。

(1) 別表1に掲げる事業主体が実施する森林整備等（以下「緑の募金事業」という。）

(2) 理事長が公募し承認した森林整備等（以下「緑の募金公募事業」という。）

2 交付金は、緑の募金事業については次の各条の規定の定めるところにより交付するものとし、緑の募金公募事業については別に定めるところにより交付するものとする。

(交付金の交付割合等)

第6条 理事長は、別表1に掲げる事業種類別の交付金の交付割合、交付額等について、あらかじめ運営協議会の審議を経て、その基準を定めることができるものとする。

(交付金の交付申請)

第7条 交付金の交付は、交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）からの申請に応じてこれを行うこととし、その際の申請については、次の各号に掲げる事項を記載して交付申請書（様式1）を提出して行うものとする。

ただし、財団が実施する事業に交付金を充てる場合は、事業の目的、内容及び事業に係る資金計画並びに事業計画を省略することができる。

- (1) 申請者の名称又は氏名及び住所
- (2) 交付金を用いて行う事業の名称、目的及び内容
- (3) (2)の事業に係る資金計画及び事業計画並びに交付金の交付希望額
- (4) その他参考となる資料

(申請内容の審査及び交付の決定)

第8条 理事長は、前条の申請があったときは、当該申請者の記載事項等により、申請者が交付金を用いて行う事業の目的及び内容が法の趣旨に照らし適正であるかどうか等を審査するものとする。

- 2 交付金の交付の決定には、交付金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すものとする。
- 3 理事長は、交付の決定を行おうとするときは、あらかじめ運営協議会の意見を聴かなければならない。
- 4 理事長は、前項の規定により交付金の交付の決定を行ったときは、その内容及び事業実施に当たっての条件を申請者へ通知するものとする。（様式2）
- 5 交付金交付の決定を受けた申請者（以下「交付事業者」という。）は、当該通知（様式2）に係る交付金の交付の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。
- 6 第7条のただし書きによる申請は、理事長の交付決定により交付すべき交付金の額を確定し、以降の手続きを省略する。

(申請事項の変更)

第9条 交付事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書を理事長へ提出し、承認を受けなければならない。（様式3）

- (1) 事業の内容を著しく変更しようとするとき
 - (2) 申請箇所的位置を変更しようとするとき
 - (3) 交付決定額の範囲内であっても、各経費区分（小計）において、40%を超える増額をしようとするとき
- 2 理事長は、前項の規定により変更について承認の決定を行ったときは、その内容及び事業実施に当たっての条件を申請者へ通知するものとする。（様式2）

(事業の中止又は廃止)

第10条 申請者が、交付事業を中止し又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式4）を理事長へ提出し、承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の申請書の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、適当と認めるときは、事業の中止又は廃止の承認を通知する。(様式2)

(事故報告書)

第11条 申請者は、交付事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要な事項を書面により理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、申請者にその処理に必要な指示をする。

(事業実施状況報告)

第12条 理事長は、必要に応じ、交付事業者から緑の募金事業の遂行状況その他交付金の交付に関し必要な事項について、報告させるものとする。

(交付事業の遂行命令等)

第13条 理事長は、交付事業者が提出する報告等により交付事業が交付金の交付の決定に従って遂行されていないと認めるときは、交付事業者に、これらに従って遂行すべきことを命ずる。

2 交付事業者が前項の命令に違反したときは、理事長は、交付事業者に交付事業の一旦停止を命ずる。

(概算払請求)

第14条 理事長は、必要と認めるときは、事業完了前に交付金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により交付金の概算払を受けようとする場合は、交付事業者は、概算払請求書(様式5)を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項の規定により概算払の決定を行ったときは、その内容及び事業実施に当たっての条件を申請者へ通知するものとする。(様式2)

(事業実績報告書)

第15条 交付事業者は、交付事業が完了したとき、又は交付事業が完了しない場合で財団の会計年度が終了したときは、事業実績報告書(様式6)を理事長に提出しなければならない。第10条第2項の規定により廃止の承認を受けた場合も同様とする。

(交付金の額の確定)

第16条 第15条の規定による事業実績報告書を受けたときは、理事長は、実績報告の審査及び必要に応じ行う現地調査等により、その報告に係る交付事業の成果が交付金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額の確定について通知し(様式7)、精算する。

(決定の取消等)

第17条 理事長は、交付事業者が交付金を交付の目的以外の用途へ使用し、その他交付金の交付を受けて行う事業に関して交付決定の条件に違反していることが判明したときは、交付の決定の全部又はその一部を取り消すことができる。

(交付金の返還)

第18条 理事長は、以下の各号に掲げる場合は、交付金の全部又はその一部を返還させることができるものとする。

(1) 交付事業者が交付金の交付申請に際して虚偽その他不実の記載を行ったとき。

(2) 交付事業者に解散等の重大な事情の変更が生じたとき。

(3) 交付事業者が交付金を交付の目的以外の用途へ使用し、その他申請の事業に関して、交付決定の条件に違反して事業を実施している事実が判明したとき。

2 理事長は、前項各号の場合においては、交付事業者に対し、不当に支払われた交付金の返還を、期限を定めて請求するものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第19条 交付事業者は、第17条の規定による取り消しを受けた交付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額。）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 交付事業者は、助成金の返還を命ぜられた場合に、これを納期日までに納付しないときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 1及び2に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第20条 交付金が2回以上に分けて交付されている場合における第19条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する交付金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額が、その日に受領した額を越えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの日において受領したものとする。

2 第19条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付事業者の納付した金額が返還を命じた交付金の額に達するまでは、交付金額は、まず、当該返還を命じた交付金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第21条 第19条第2項の規定による延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた交付金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の交付金の一時停止等)

第22条 交付金の返還を命ぜられた交付事業者が、当該交付金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合、理事長は、その者に対して同種の事務又は事業について、交付すべき交付金があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は、当該交付金と未納付額とを相殺することができる。

(財産処分の制限)

第23条 交付事業者は、交付事業により取得し、又は、効用を増加した財産を、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。
ただし、交付金交付の年度の翌年度から起算して、5年を経過した場合は、この限りではない。

2 交付事業者が、理事長の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、理事長は、当該収入の全部又は一部を納付させることができる。

(帳簿の整理、保管等)

第24条 交付事業者は、交付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を該当助成事業完了の日の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

2 交付事業者は、交付事業により取得し、又は効用を増加した財産については、交付事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、交付金の交付の目的に従って、その効率的な運営をはからなければならない。

(様式の提出方法)

第25条 申請書等の様式の提出方法について電子申請を許可し、電子申請による申請書等について原則として押印を省略できるものとする。理事長による通知についても、原則電子メールを使用し、公印を省略できるものとする。

第4章 雑 則

(その他の事項)

第26条 この交付要綱に定めるもののほか、緑の募金に係る事業の施行について必要な事項は、別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(附 則)

別表1に定める交付金額の繰越について、令和3年3月31日をもって失効となる未執行残額の繰越期限を、令和4年3月31日まで延長する。

(附 則)

別表1に定める交付金額の繰越について、令和4年3月31日をもって失効となる未執行残額の繰越期限を、令和5年3月31日まで延長する。

(附 則)

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

別表1に定める交付金額の繰越について、令和5年3月31日をもって失効となる未執行残額のうち、令和元年度分の繰越期限を令和6年3月31日まで延長する。

別表 1

交 付 対 象 事 業		事業主体	対象経費の内容	交付限度額
森 林 の 整 備	1. 普及啓発を主とした森林整備活動 ①ボランティア団体等が行う林業体験教室等 ②森林ボランティア指導者の養成研修等 ③その他必要と認められる森林整備活動 2. 森林づくりそのものを主とした森林整備活動 ①区市町村や団体の森林、学校林等の造成・管理 ②ボランティア団体等が行う森林整備 ③その他必要と認められる森林整備活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区市町村 ・ 区市町村が緑の募金の実務を担う団体 ・ (一社)ガールスカウト東京都連盟 ・ (一社)日本ボーイスカウト東京連盟 ・ 緑の少年団 ・ (一財)東京都ユースホステル協会 ・ (一財)東京私立中学高等学校協会及びその会員並びに会員が属する学校法人 ・ その他私立幼稚園、私立小学校、大学等 ・ NPO法人森づくりフォーラム 	苗木代、保険料、旅費・宿泊費、保護具代、 機械器具代、通信費、作業道の整備費、 消耗品費、資料代、指導者謝礼、PR 経費、事務費、その他必要と認められるもの。 労賃、苗木代、保険料、通信費、消耗 品費、機械器具代、事務費、その他必 要と認められるもの。	交付限度額は募金額の45%までとする。 (100円未満切り捨て) ただし、交付金額の繰越は、当該年度を含めて3年度以内までとする。
	1. 普及啓発を主とした緑化推進活動 ①緑化行事の開催や苗木の配布等 ②緑の少年団等の育成等 ③その他必要と認められる緑化推進活動 2. 緑づくりや維持管理を主とした緑化推進活動 ①学校、公園、街路樹、 住宅周辺等の緑化や維持管理等 ②シンボル樹木の維持管理等 ③その他必要と認められる緑化推進活動		緑化行事の開催経費、講師謝礼、旅 費・宿泊費、配布用苗木・種子等代、 資料代、通信費、PR経費、事務費、 その他必要と認められるもの。 労務費、植木・緑化資材代、消耗品費、 機械器具代、診断・治療費、通信費、 事務費、その他必要と認められるもの。	